

民間アパート等への住み替えを希望する  
高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯のみなさまへ

ご案内

# 船橋市民間賃貸住宅 入居支援事業

「連帯保証人を頼める人がいないから・・・」と、民間賃貸住宅（アパート等）への入居をあきらめている方へお知らせです。

## 船橋市民間賃貸住宅入居支援事業とは

月々の家賃を支払うことはできるのに、連帯保証人が見つからないため市内の民間アパート等への入居に苦慮している高齢者、ひとり親世帯、障害者世帯の方へ、市が協力不動産店を紹介することにより、住宅情報を提供します。さらに、取扱保証会社と家賃等債務保証契約を結び保証料を自己負担することにより、保証人に代わって取扱保証会社から債務保証（※）を受けられることができるようになります。住宅の賃貸借契約が可能となります。

※入居者が家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立替え払いをします。

滞納家賃の支払いが免除されるわけではありません。

さらに、低所得者には初回保証料の一部を助成する制度があります。

お問合せは 船橋市役所 建築部 住宅政策課

電話 047-436-2712

## 民間賃貸住宅情報の提供

不動産店（※）を通じ不動産情報を提供します。

### ※不動産店

市と協定を締結した（社）千葉県宅地建物取引業協会 船橋支部 及び（社）全日本不動産協会 京葉支部 の会員の中で御協力いただける不動産店です。

ハトのマーク、ウサギのマークが目印のお近くの不動産店（賃貸業務を行っている不動産店に限る）でご相談ください。

- お近くに不動産店が無い場合は、市役所へお問い合わせください。

## 家賃等債務保証制度の利用

賃貸借契約時に初回保証料として月額家賃等（家賃・管理費・共益費・駐車料金等）の50%を入居者が取扱保証会社に払うことにより、債務が保証されます。

## 取扱保証会社および保証内容等

協定締結会社	保証内容	保証期間	保証料
<b>日本セーフティー(株)</b> 港区港南 2-12-32 SOUTH PORT 品川 11 階 Tel 03-5796-7600 fax 03-5796-7601	・月額賃料等の 24 ヶ月分を限度 ・明渡し訴訟等法的手続きに要した費用(弁護士費用含む) ・夜逃げ、行方不明等の残留物処理費用については実費相当額 ・借借人の行方不明及び死亡による退去時の原状回復費の支払いについては、賃料の 3 ヶ月分が 30 万円のいずれか低い額を上限とし、保証会社の承諾したもの	入居から退去まで ※2年更新	家賃等の 50% (最低保証料1万8千円) ※2年毎に更新保証料家賃等の 30%
<b>フォーシーズ(株)</b> 港区新橋 5-13-7 4C' Sビル本社ビル Tel 03-5408-3712 fax 03-5408-6569	・月額賃料等の滞納は借借人が退去し明渡し完了するまで無制限 ・明渡し訴訟等法的手続きに要した費用 ・住宅退去時の残置家財等の撤去はフォーシーズが費用負担で行う ・住宅退去時の原状回復費用は、保証会社の承諾したもの	入居から退去まで ※毎年更新が必要	家賃等の 50% (最低保証料1万5千円) ※2年目以降更新料年間1万円
<b>(株)Casa</b> 新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 30 階 Tel 03-5339-1143 fax 03-5339-1178	・月額賃料等の 48 ヶ月分を限度 ・賃貸借契約の終了後から明渡し完了までの損害金相当額 ・明渡し訴訟、残置物の撤去等法的手続きに要した費用 ・駐車場等を追加する場合は、別に保証料を支払うことで追加できる	入居から退去まで ※毎年更新が必要	家賃等の 50% (最低保証料2万円) ※2年目以降更新料年間1万円

## 制度を利用できる方

○市内に1年以上住んでいて、住民基本台帳に記録されている者で、下の表のいずれかに該当する世帯の世帯主（又は準する者）。

高齢者世帯	60歳以上の単身者世帯又は60歳以上の者のみの世帯
ひとり親世帯	18歳未満の児童と同居し扶養するひとり親（父子又は母子等）世帯
障害者世帯	身体障害者手帳（4級以上）、療育手帳（中度（Bの1）以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）の交付を受けている者の世帯

## その他の条件

- 市内の民間賃貸住宅へ転居する者。
- 連帯保証人の確保に苦慮している者。
- 家賃を支払うことができる方で、入居支援事業を利用するにあたり必要な費用を納入することができる見込みのある者。
- 取扱保証会社と家賃等債務保証契約、賃貸人と賃貸借契約を締結することができる者。
- 緊急時の連絡先を確保できる者。
- 自立して日常生活を送ることができ、他の居住者と円満な共同生活を送ることができる者。

## 助成制度

取扱保証会社と家賃等債務保証契約を締結した方のうち、低所得者（以下の条件を満たす方に限る）には**初回保証料の1/2**（ただし15,000円を上限とする）を助成します。

※更新時の助成はありません。

## 助成金を受けられる方

○世帯の合計所得が月額**214,000円**（公営住宅法施行令に定める収入基準により算出した額を適用）以下である方

- ※ 生活保護受給者は、生活支援課に相談して下さい。
- ※ 過去にこの制度による助成金の交付を受けていないものに限る。

## 助成金の申請手続き

転居後1ヶ月以内に「助成金交付申請書」に「下記の書類を添えて市役所住宅政策課へ申請して下さい。

- ①住民票（転居後のもの） ②前年所得確認書類（世帯全員分） ③家賃等債務保証契約書 ④保証料領収書 ⑤賃貸借契約書 ⑥障害者手帳等（障害者のみ）  
（※①は原本 ③④⑤⑥は写し）

# 利用のながれ

